

平成 29 年第 4 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成29年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成29年2月16日（木） 13時30分～14時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
学校教育部長	引 地	秀 美
教育課程担当課長	長谷川	正 人
義務教育担当係長	伊 達	峰 史
義務教育担当係長	船 着	千 世
義務教育担当係長	末 原	久 史
義務教育担当係長	三 浦	敦 司
義務教育担当係長	高 橋	健 一
指導主事	阿 部	晋 也
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員人事担当課長	早 川	修 司
人事係員	佐 藤	誠
中央図書館長	千 葉	真
運営企画課長	阿 部	俊 徳
総務係長	垣 田	和 俊
利用サービス課長	輪 島	博 史
図書館サービス係長	久 保	孝 行
情報化推進担当係長	森	康 記
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第 1 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

報告第 1 号 学校管理職及び指導主事の人事について

議案第 2 号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会からの答申に基づく裁
決案について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成29年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日は、佐藤淳委員、長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の報告第1号は、人事に関する事項、議案第2号は、審査請求に関する事項です。

教育委員会会議規則第14条第2号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、報告第1号及び議案第2号は、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議事に入ります。議案第 1 号について、事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 議案第 1 号についてご説明いたします。

変更点は、大きく分けて二つあります。お手元の議案第 1 号の資料に赤いタグで参考というものがありますが、そちらをご覧くださいと思います。

1 点目です。札幌市図書館の電算システムにおきましては、平成26年 8 月から札幌市 IC カード乗車券である S A P I C A を図書の出借券として利用できる機能を持たせることにより、IC カードの多機能化による市民生活の利便性の向上を図ってまいりました。

この度、平成29年 4 月 1 日より、高齢福祉課が発行する敬老優待乗車証、いわゆる敬老パス及び障がい福祉課が発行する福祉乗車証がそれぞれ IC カードに移行します。これにあわせて、敬老優待乗車証及び福祉乗車証についても図書の貸出券として利用できるよう、図書館の電算システムに機能を追加し、図書館の利用サービスを向上させたいと考えております。

これによりまして、S A P I C A に限らず、敬老優待乗車証及び福祉乗車証につきましても、現在の貸出券から切りかえることで、図書等の貸出を受けられることとなり、高齢者や障がいのある方の利用環境の向上が期待できます。

2 点目です。中央図書館では、市内に住所を有し、かつ、身体の障がい等により来館できない方に対し、資料の貸出及び返却を郵送により行う郵送貸出のサービスを行っております。

このたびの IC カードの改正にあわせて、この郵送貸出を利用されている方に対する電子書籍の利用についての取扱いなどを所要の規程整備により明確に定めることで、図書館に来館できない方に対するサービスについても向上させたいと考えております。

つきましては、これに伴いまして、札幌市図書館条例施行規則に関係規程を追加及び関係規程の整備を行う必要があるため、今回、この議案を提出するものです。

改正の内容は、別表の新旧対照表をご覧ください。施行規則第11条の 2 として、IC カードを用いた個人貸出に係る申出という部分です。施行規則第11条の 2 として、敬老優待乗車証及び福祉乗車証を提示することにより、図書等の個人貸出を受ける旨の申込ができることについて、これを追加しております。

あわせまして、同第 7 条、第 9 条、第12条、第14条の 2、第16条から第19条及び様式 3 の規程整備、文言整理をしております。

なお、規則案の施行期日につきましては、敬老優待乗車証及び福祉乗車証が使用可能となる日の同日の平成29年4月1日となります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○池田（光）委員 内容は理解しました。今ご説明された規則の一部を次のように改正するということですが、要は、何がどうなるのかというのが一覧でわかるものがあると、それをするためにこういう改正をするのかということが分かると思うのです。

最初から規則だけ出されても、何がどうなるのかが少しわかりづらいのですが、いかがでしょうか。

例えば、貸出をするにはIC以外にもあるのですね。今の議案は、貸出のあり方について話をしているのでしょうか。

○中央図書館長 貸出を受ける際には、何らかの貸出券を持っていただかなければならないのですが、その貸出券が通常ですと参考資料にあります一番上の時計台のマークがついた図書の貸出券が多くの方々が使っている通常の図書館の利用券です。現在は、この下の記名SAPICAにつきましても図書の貸出券として利用できるように、電算システムを改修し、貸出券ではなくICカードで貸し出しを受けられるような形になっています。

このICカードから図書の個人の登録情報につないでいるのですが、そういうことで貸出券のかわりにICカードの提示で図書も貸し出しを受けられるような登録作業を、システムで、できるようにしています。

同様に、今回、敬老優待乗車証、福祉乗車証についても、従来は紙で発行していたものが、今回、ICカードに代わることになりましたので、現在、運用しているSAPICAと同じような形で敬老乗車証も福祉乗車証も図書の貸出券として使えるようにシステムを改修したという流れになっています。

○長岡教育長 池田（光）委員がおっしゃっているのは、改正する内容はわかったけれども、規程整備で、1枚目の議案ではわからないのでというお話だったのですが、新旧対照表というインデックスがあるのですね。

規程改正のときは新旧対照表で何がどう変わるのかを見るのですが、1ページ目の一番下の第11条の2で、今までICカードはSAPICAだけだったものが、敬老優待乗車証と福祉乗車証が加わったということで、その規程が変

更として記載されていると考えていただければと思います。

この規程整備は難しくて、1枚目だけを見てもわからないので、新旧対照表で比べて見ていただければと思います。

○池田（光）委員 この貸出登録証というのは、最後の紙を見ると、図書貸出券がなくなるというイメージではないのですね。これはこれで生きているのですね。この資料の矢印は、下ではなくて、横にもつながっているということですね。

○中央図書館長 S A P I C Aをお持ちの方、あるいは敬老優待乗車証、福祉乗車証をお持ちの方は、図書貸出券の代わりにこの3種どれか、このICカードを提示することで図書の貸出を受けられるようにするというので、現在、使われている図書の貸出券がなくなるわけではありません。

○池田（光）委員 そのまま使用できるということですね。それぞれで履歴が登録されていくということですか。例えば、敬老優待乗車証を使ったら、返却のときも敬老優待乗車証というふうになっていくのですか。

○中央図書館長 提示していただくのはお持ちのカードになりますが、図書の貸出や返却のデータが、このカードの中に直接読み込まれているわけではありません。図書館のホストコンピューターに個人の貸出情報や返却情報は全部持っていて、それを業務画面に引っ張り出すための番号をどれかのカードを使って引っ張ってくるということです。

個人のデータは、幾つも存在するわけではなく、図書館のホストコンピューターの中にある方のデータは一つだけで、それをいずれかのカードで引っ張り出せるようにしているというシステムです。

○池田（光）委員 これは、あくまでも身分を証明するものという意味合いですね。それによって保管されている履歴で管理ができるという位置づけですね。わかりました。

○阿部委員 参考資料の右下に書いてあるICカードの利用というところで、ICカードリーダーにかざすとログインIDの入力が行えますと書いてあるのですが、ログインIDは何のために必要なのですか。カードリーダーをかざすと、ログインIDの画面が出るということですか。

○情報化推進担当係長 図書館内の本を調べるために、本のタイトルを入力したりして検索する館内検索機という機械があります。その機械に、貸出券の番号と同一であるログインIDを入力しますが、このICカードを用いて簡易にログインできるようになるということです。

○阿部委員 私が聞きたいのは、何のためにログインIDでログインするのかということを知りたいのです。

○情報化推進担当係長 ログインをすると、その館内の検索機で本の予約ができるようになります。

○阿部委員 予約をするために、予約したい人はログインIDを持っている。

○情報化推進担当係長 個人認証のようなものです。

○阿部委員 わかりました。

○長岡教育長 確かに、わかりにくいです。

○阿部委員 IDの入力が行えますと書いてあるのですが、何のためにIDが必要なのかというのが少し分かりにくかったです。

○池田（官）委員 2点目について、少し理解できなかったのですが、郵送による利用に登録した方は、これまでは電子書籍の利用はできなかったけれども、これから郵送貸出等に登録した方は、電子書籍にも使えるように変えますという理解でいいのでしょうか。

○中央図書館長 そのとおりです。

○池田（官）委員 もう1点ですが、新旧対照表です。あるいは、前段のところの第16条の新しいほうですが、ただし書きがあって、ただし、館長が特に認めた者の申込にあつては、郵送貸出登録者のいろいろな当該書類の添付を要しないということが追加になっていると思うのです。これは、どういうことを想定して追加になったのでしょうか。第16条の第2項のただし書きの趣旨についてについての質問です。

○**図書館サービス係長** 今まで、郵送貸出のサービスの登録の条件として、図書館に来館できないということが条件としてあり、障がいの等級と高齢で状況によって来館できないということを挙げていました。

障がいの要件であれば、手帳で確認することが容易にできるのですが、高齢で、例えば、施設に入っていて動けないとか、もろもろの条件で、書類として確認しがたい事例も最近は出てきていたもので、今後の高齢者サービスを考えた上で、そのところは館長の裁量でできるように改正するというので、このような規程を設けさせていただきました。

○**池田（官）委員** そうすると、これまでは来館できないことを確認できる書類を出すことができない方がいただろう、あるいは、実際にいらっしゃったということが背景にあるということですね。

○**図書館サービス係長** より利用しやすいサービスを提供するためにということです。

○**中央図書館長** 障がいを持っている方々は手帳で判断できるのですが、高齢の方で、なかなか図書館に足を運べないという場合には、それを証明する何級というものがないので、そのあたりを認めていくための規程を設けたものです。

○**池田（官）委員** 特に、高齢の方を主に想定しているということですね。わかりました。

○**阿部委員** 先ほどのIDのことでもう一度お伺いしたいのですが、ICカードが3種類使えるようになったということで、最初に市民の方の利便性を追求するためにということでお話があったと思うのですが、ICカードを持っているながら、さらに貸出をするためのログインが必要なのはどういう理由でしょうか。

ICカードを持っていることは、つまり、本人を証明するようなものでもあると思うのですが、そのほかに貸出用のIDを別途持っていないといけない理由はどこにあるのでしょうか。カードで貸出の紐付けが十分にできると思うのです。

何を言いたいかという、市民の方はカードも持っていないといけないけれども、ログインIDも覚えておかなければいけないということですね。

○**中央図書館長** カードの番号は、ログインIDと同一の番号になっています

が、カードリーダーにかざすと、ログインIDが入力されるので、別物ではありません。ログインIDは、貸出券の番号と同一になっています。

○阿部委員 カードリーダーにかざすと、ログインIDを自分で入力するのではなく、もう既に入力された画面が出てくるということですか。

○中央図書館長 そのとおりです。実際にインターネットの画面などで予約をするときには、ログインID、いわゆる、貸出券番号のことですが、貸出券番号とパスワードを入力してくださいということで出てくると思います。パスワードは覚えていただかなければいけないのですが、貸出券番号いわゆるログインIDというのは、そのカードそのものの番号です。

○池田（官）委員 今のことに関連して、参考で添付されている資料は、市民向けのものでしょうか。この会議のためのものですか。

もし市民の方にもこれを見てもらうのであれば、最後のICカードの利用の二つ目の「また」以降は、また、館内検索機のICカードリーダーにかざすと、ログインIDが入力されますという意味ですよ。

○中央図書館長 そうです。市民の方々へのPRは、この後も進めていきますが、その際には、分かりやすい表現で考えていきたいと思えます。

○池田（光）委員 図書貸出券が、ICカードにはならないのですね。

○中央図書館長 将来的に、図書の管理がICチップなりで行われてということになってくると、カードもバーコードではなく、ICチップのカードということになっていくのかもしれませんが、現状では、まだバーコードを使わざるを得ない状況です。

○長岡教育長 ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定するということがよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、そのように決定します。次に、報告第1号ですが、報告第1号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっしゃいましたら退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開